

けんこう
新潟市 健幸すまいリフォーム助成事業

令和5年度版

補助金申請の手引き

この手引きは、補助金申請の手続きと申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、バリアフリー化・子育て対応・温熱環境改善のための工事や、それに併せて行う居住環境や住宅機能の維持・向上のための住宅リフォーム工事を行う方にその費用の一部を補助します。

補助金の概要

| | |
|-------|--|
| 対象の住宅 | 市内に現に存する、一戸建て住宅又は集合住宅の住戸内部分 (店舗などの住居以外の部分がある場合は面積の過半が住居用であること) |
| 対象者 | 市内に居住または居住予定の個人 (過去に本補助金や空き家活用推進事業補助金などを受けたことがある人は対象外) |
| 工事の条件 | <ul style="list-style-type: none"> 市内に本社、本店、支店、営業所がある業者または個人事業主が行うこと 基本工事で使用する機器や材料は未使用品とし、同一業者に材工一括発注すること |
| 対象工事 | 居住部分で行う工事で、補助対象経費の合計が10万円以上であること |

基本工事（いずれか1つ以上を必ず選択）

① バリアフリー

既存住宅又はその敷地のバリアを改善または解消するための工事

- ・手すり設置
- ・段差解消
- ・床ノンスリップ化
- ・洋便器化
- ・感染予防対策
- など

② 子育て対応

子ども部屋改修工事や、子どもの事故防止のための工事など
※R5年4/1時点で中学生以下の者

- ・子ども部屋の改修
- ・事故防止工事
- ・子どもを見守りやすい間取りへ変更
- ・家事負担軽減のための工事
- など

③ 温熱環境改善

既存住宅の温熱環境を改善するための工事

- ・窓の断熱改修
- ・外壁、屋根等の断熱改修
- ・浴室や脱衣室の暖房機器設置
- など

プラス工事（任意）

基本工事と併せて行う住宅部分のリフォーム

- ・屋根葺替え
- ・外壁塗装
- ・水回り改修
- ・内装改修
- など

補助対象外工事

- ・カーテン等の備品
- ・外構工事
- ・別棟の倉庫
- など

補助金額

| | | |
|---------------|-------------|------------|
| 基本工事1種類のみ行う場合 | 補助対象経費の1/10 | 補助上限額 5万円 |
| 基本工事2種類以上行う場合 | 補助対象経費の1/10 | 補助上限額 10万円 |

※ 補助対象経費 = 基本工事金額 + プラス工事金額（全て税抜）

問い合わせ窓口

新潟市役所 住環境政策課 健幸すまい補助金担当 宛

☎ **025-226-2815**（直通）

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

Eメール : jukankyo@city.niigata.lg.jp

様式ダウンロード
予算残高など
詳細はこちら

申請書の郵送も
こちらへ



1. 補助金交付までの手続きの流れ

補助金交付申請

- 申請書に必要な書類を添付し、住環境政策課へ郵送または同課窓口へ提出してください。

令和5年10月13日（金）から受付開始

申請内容の審査

- 申請内容を審査します。
必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金の交付決定

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金の交付決定通知書を送付します。

- 補助金の交付申請受付（申請書類が揃ってから）から、2週間程度かかります。

※申請状況により、2週間以上かかることがありますのであらかじめご了承ください。

工事の着手

- 工事は、必ず交付決定通知を受けてから着手してください。

- 事前に着手した場合、補助金の支払いはできません。
- 必要に応じて写真撮影を求める場合がありますので、交付決定の内容を十分ご確認ください。

工事の完了

実績報告書の提出

- 工事完了後、必要な書類を添付し、速やかに実績報告書を住環境政策課へ郵送または同課窓口へ提出してください

- 令和6年3月15日（金）までに実績報告書が提出されない場合、補助金は交付されません。

報告内容の審査

- 実績報告の内容を審査します。必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金交付額の確定

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。

補助金の支払い

- 指定の口座に補助金を振り込みます。
- 実績報告書の提出から 2ヶ月程度かかります。

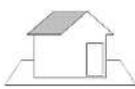
★ご注意ください★

- 補助金の交付決定を受けたあとで対象工事に着手するものが補助の対象となります。交付決定前の工事着手が判明して、補助金の対象とならない事例がありました。補助金の申請をする場合は、交付決定前に対象工事に着手することにならないよう工事計画を立ててください。（申請から交付決定まで2週間程度かかります。）なお、対象工事以外のリフォーム工事は着手していても構いません。
- 補助金の交付決定の際に、「工事中的写真」などを求める場合がありますので、補助金交付決定の内容を十分にご確認ください。（当該写真がない場合、その工事部分が補助の対象とならない場合があります。）
- 工事が完了せず、提出期限までに実績報告が提出できなかったため、補助金の支払いができなくなる事例がありました。提出期限（令和6年3月15日（金））までに実績報告を確実に提出できるよう工事計画を立ててください。
- 原則は書類の到着日を受付日とし先着順で受付します。必要に応じて追跡のできる郵送方法をご利用ください。なお受付最終日の郵送受付は当日消印有効です。
- 提出書類に大きな不備や不足がある場合は受付できない場合があります。

2. 申請の要件

① 対象となる住宅 下記の全てに該当するもの

- ・市内に現に存する、専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分
- ・現在又は過去に人の使用に供されたことがあるもの
- ・一戸建て住宅（店舗、事務所等住居以外の部分がある場合は面積の過半が住居用であるものを含む）又は長屋、共同住宅その他集合住宅の住戸内部分

| 対象となる住宅の例 | | |
|--|------------------------|------------|
| 住宅の建て方 | 基本工事の対象範囲 | プラス工事の対象範囲 |
|  一戸建て住宅 | 敷地内（アプローチ等）及び住宅（内部・外部） | 住宅（内部・外部） |
|  長屋・共同住宅 | 住宅内部のみ | 住宅内部のみ |
| 対象とならない住宅の例 | | |
| ・建築中の建物 ・面積の半分以上が店舗や事務所の建物 など | | |

★ご注意ください★

- 補助金の交付の対象となる住宅は「過去に人の使用に供されたことのあるもの」となっていますので、**新築の建売住宅は補助の対象となりません**。ただし、新築の建売住宅を購入・居住後にリフォーム工事を行う場合は、補助の対象となります。

② 対象となる者 下記の全てに該当する者

- (1) **本市に居住している者**又は**実績報告書の提出までに居住する予定の者**。対象工事に子育て対応リフォーム工事を含む場合は、**中学生以下の子どもがいる世帯**、又は**妊娠している者がいる世帯**に属していること。
- (2) 自ら居住又は居住を予定している住宅において、対象工事を発注し、行う**個人**。
 ※**市内に本社、本店、支店若しくは営業所がある法人**又は市内に住所がある**個人事業主**（工事見積書の内訳証明書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る。）へ発注すること。
- (3) 申請者及び対象住宅のいずれもが、過去に本事業又は子育て・高齢者支援健康すまいリフォーム助成事業・空き家活用推進事業（ただし、流通促進タイプ（跡地活用）を除く）・空き家活用リフォーム推進事業・U・I・J支援にいがたすまいリフォーム助成事業の補助金交付を受けていないこと。
 （**上記補助金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみ**となります。）
 ※平成28年度以前の健康すまいリフォーム助成事業は上記事業に該当しないため、この補助金を受けることが可能です。
- (4) **交付決定を受けた後に対象工事に着手**するものであって、**令和6年3月15日（金）までに、実績報告書を提出**できること。
- (5) **市税を完納していること**。
 ※ 今年度から、**市税納税証明書（新潟市制度用）**の提出が必要になりました（p11,13,20 参照）
 ※ 申請者以外に対象工事を行う住宅の所有者がいる場合は、補助事業の実施について承諾を受けてください。

3. 対象工事の要件・補助対象となる経費

補助金額

- 補助率 補助対象経費 の 1/10
→ 基本工事とプラス工事に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の合計額
- 補助上限額
 - ・基本工事 1つ 選択 : 補助上限額 5万円
 - ・基本工事 2つ以上 選択 : 補助上限額 1.0万円

補助対象となる工事

- 補助対象経費の合計が 10万円以上 であるもの
 ※補助の対象外となる工事費は含まれませんのでご注意ください。
- 市内に本社、本店、支店若しくは営業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主（いずれも工事見積書の 内訳証明書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る。）に発注し、工事契約したものであること。
- 基本工事においては、使用する機器・材料は 未使用品 とし、一の工事に係る材料と施工を同一の工事業者に発注 すること。

(1) 基本工事

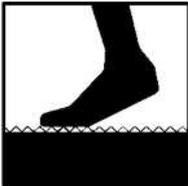
- ① バリアフリーリフォーム工事
 - ② 子育て対応リフォーム工事
 - ③ 温熱環境改善リフォーム工事
- から、1つ以上を選択（必須）

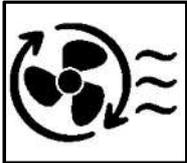
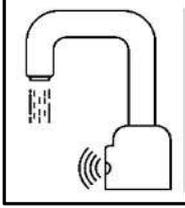
①バリアフリーリフォーム工事

既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）又はその敷地において行う、居住者にとってのバリア（障害）を改善・解消するための工事（下記に掲げるものに限る。）

| 対象工事 | 要件 | 補助対象経費 |
|---|--|---|
| 手すりの設置  | 日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、手すりを設置する工事 ※ 既存の手すりの取替えも対象になりました | 次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ①材料に係る費用 ②手すりの設置工事に係る費用（取換え工事の場合、既存手すりの撤去費用を含む。） |
| 段差の解消 スロープの設置  | 日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、障害となっている段差を解消若しくは改善する工事又はスロープを設置する工事であること。 | 次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ①材料に係る費用 ②段差の解消工事又はスロープの設置工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。） |

次ページへ続く・・・

| 対象工事 | 要件 | 補助対象経費 |
|--|--|---|
| <p>床のノンスリップ化</p>  | <p>日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、床を粗面又は滑りにくい材料に改修する工事であること。</p> | <p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>①材料に係る費用</p> <p>②床のノンスリップ化工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）</p> |
| <p>通路・開口部の拡幅、建具改修</p>  | <p>日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、通路・開口部を拡幅する工事又は建具を拡幅若しくは改修する工事であること。</p> | <p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>①材料に係る費用</p> <p>②通路・開口部の拡幅工事又は建具改修工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）</p> |
| <p>設備機器のバリアフリー化</p> <p>EV設置</p>  <p>UBへ取換</p>  <p>洋便器化</p>  | <p>日常生活における移動や動作を安全又は容易にするための工事で、次のいずれかに該当する工事であること。</p> <p>ア. エレベーター若しくは階段昇降機を新たに設置する工事又は既存の設備機器よりも安全性若しくは機能性が向上するものに改修する工事</p> <p>イ. 既存の浴室又は浴槽を、前ページの「手すりの設置」「段差の解消、スロープの設置」「床のノンスリップ化」「通路・開口部の拡幅、建具改修」に掲げる要件のいずれかに適合するものに改修する工事</p> <p>ウ. 既存の和式便器を洋式便器に改修する工事</p> | <p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>①機器及び材料に係る費用</p> <p>②設備機器のバリアフリー化工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）</p> |

| 対象工事 | 要件 | 補助対象経費 |
|---|---|--|
| <p>その他バリアフリーリフォーム工事</p> <p>テレワークスペース</p>  <p>換気設備</p>  <p>非接触型設備</p>  | <p>居住する者の中に高齢者、障がい者、中学生以下の子ども若しくは妊娠している者がいるなど、日常生活における移動や動作を安全又は容易にするために特別な理由があると市長が認めるバリアフリーリフォーム工事であること。</p> <p>【工事の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蛇口の回転ハンドルを握る動作が困難となった高齢者がおり、レバーハンドルに交換する ・ 新型コロナウイルス感染予防を目的とする工事で次のいずれかに該当するもの（感染予防を行ううえで支障となるバリアを取り除く工事） <ol style="list-style-type: none"> ① テレワークスペースの整備 間仕切壁、建具等の設置により、室又は室の一部にテレワークスペースを整備する工事 ② 非接触型設備の設置 タッチレス水栓等を設置する工事 ③ 換気設備等の設置 換気・通風機能付きドア、換気又は空気清浄機能付きエアコン、換気扇等を設置する工事 <p>※既存エアコンの取替えも対象になりました</p> <p>※ただし、温熱環境改善リフォーム、子育て対応リフォームに該当する工事は除きます。</p> <p>※上記3種類以外の感染予防を目的とする工事は、プラス工事の対象となる場合があります。</p> | <p>次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機器及び材料に係る費用 ② その他のバリアフリーリフォーム工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。） |

②子育て対応リフォーム工事

子ども部屋において行う工事、子どもの事故防止工事など（下記に掲げるものに限る。）

※子ども部屋：壁、建具等で区画された室又は室の一部で主として子ども（当該住宅に居住する又は居住する予定の中学生以下の者）が使用するのためのもの **※必ずしも”子供部屋”である必要はありません**

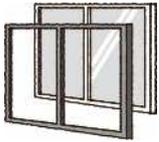
※中学生以下の子どもまたは妊娠している方が同居している場合のみ対象工事とすることができます。

| 対象工事 | 要件 | 補助対象経費 |
|-----------------------------|---|--|
| 子ども部屋の増築 | 子ども部屋を新設又は拡張する工事（住宅の床面積の2分の1を超えないもの）であること。 | 次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| 子ども部屋の改修 | <p>子ども部屋において行う、居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るためのリフォーム工事であること。ただし、以下は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温熱環境改善リフォームに該当する工事 <p>【工事の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども部屋の床壁天井のクロス張り替え ・子ども部屋の造り付け家具の造作 ・リビングの一面を子どもの勉強スペースに改修 | <p>①材料に係る費用</p> <p>②子育て対応リフォーム工事に係る費用（改修部分の解体撤去費用を含む。）</p> |
| <p>拡充</p> <p>子どもの事故防止工事</p> | <p>子どもが使用する部分で、子どもが当事者となる事故の防止、又は被害の軽減を図ることが主たる目的の工事であること。なお、家具・機器等は工事で設置する固定のものに限る。ただし、以下は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーリフォームに該当する工事 ・劣化・破損により事故の原因となりうる部分の工事 <p>【工事の例】</p> <p>①衝突事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアストッパー／ドアクローザー設置 ・造り付け家具の出隅面取り <p>②転倒事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クッション床敷き ・人感センサー付き玄関照明設置 ・足元灯設置 <p>③落下防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落下防止手すり設置 <p>④指はさみ防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指詰め防止措置 <p>⑤進入・閉込防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進入防止鍵設置 ・チャイルドフェンス設置 <p>⑥感電・火傷防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャッター付きコンセント設置 ・火傷防止カバー付き水栓設置 ・サーモスタット機能付き水栓設置 ・安全装置付調理器設置（チャイルドロック等） | <p>次ページへ続く・・・</p> |

| 対象工事 | 要件 | 補助対象経費 |
|--|---|--|
| <p>新設</p> <p>子どもを見守りやすい間取りへ変更</p> | <p>子どもを見守りやすい間取りとするための工事で、次のいずれかに該当する工事であること。</p> <p>ア. 対面式キッチンへの変更</p> <p>イ. キッチンに面したリビングへの変更</p> | <p>次に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</p> <p>①材料に係る費用</p> <p>②子育て対応リフォーム工事に係る費用(改修部分の解体撤去費用を含む。)</p> |
| <p>新設</p> <p>家事負担の軽減に係る改修工事</p> | <p>子育てを行う上で家事負担の軽減を目的とした工事で、次のいずれかに該当する工事であること。</p> <p>なお、家具・機器等は<u>工事で設置する固定のもの</u>に限る。</p> <p>ア. ビルトイン食器洗機設置</p> <p>イ. ビルトイン自動調理対応コンロ設置</p> <p>ウ. 掃除しやすいレンジフード設置</p> <p>エ. 宅配ボックス設置</p> | <p></p> |

③温熱環境改善リフォーム工事

既存住宅(居住の用に供する部分に限る。)の温熱環境を改善するための工事(下記に掲げるものに限る。)

| 対象工事 | 要件 | 補助対象経費 |
|---|--|---|
| <p>開口部の断熱改修</p>  | <p>外気に面した開口部において、改修後の熱貫流率が4.65 (W/m²・K) 以下になるよう行う次に掲げるいずれかに該当する工事であること。</p> <p>ア. 内窓設置（既存の窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。）</p> <p>イ. 外窓交換（既存の窓等を取り除き、新たに窓等を設置するものをいう。）</p> <p>ウ. ガラス交換（既存の窓に入ったガラスを取り除き、新たなガラスに交換するものをいう。）</p> <p>※実績報告時に、改修を行った窓等の断熱性能が確認できる写真の提出が必要となります。</p> <p>アの場合 →内窓と外窓が判別できる写真</p> <p>イ、ウの場合 →改修後の窓等の省エネ建材等級表示ラベルの写真（改修後の窓に添付してあり、等級が確認できるもの） →改修後の窓等の製品型番ラベルの写真（改修後の窓に添付してあるもの）</p> <p>※開口部の新設はプラス工事です。 ※窓の熱貫流率は各建材メーカーにご確認ください。</p> | <p>次に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</p> <p>①サッシ等の必要な部材に係る費用</p> <p>②サッシ等の取付け工事に係る費用(取付け部分の解体撤去費用を含む。)</p> |
| <p>外壁、屋根、天井又は床の断熱改修</p> | <p>外気に面する外壁、屋根、天井又は床のいずれかの部位に、熱伝導率[W/(m・K)]が0.052 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる工事であること。</p> <p>※部分的な断熱改修も対象になりました</p> <p>※実績報告時に、断熱性能が確認できる書類の提出が必要となります。</p> <p>① 断熱材が仕上げ材の下に隠蔽される場合 →仕上げ材を施工する前の、断熱材を敷き込んだ状況が確認できる写真</p> <p>② 断熱材が一体となった製品を使用する場合 →製品の接写など、断熱材と一体となっていることが確認できる写真 →製品の熱伝導率が確認できるカタログ等</p> | <p>次に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</p> <p>①材料に係る費用</p> <p>②断熱改修工事に係る費用(改修部分の解体撤去費用を含む。)</p> |
| <p>浴室又は脱衣室の暖房機器設置</p> | <p>浴室又は脱衣室に、固定式の暖房機器を設置する工事であること。</p> <p>※既存暖房機の取替えも対象になりました</p> | <p>次に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</p> <p>①暖房機器本体及びその他付属品に係る費用</p> <p>②暖房機器の設置工事に係る費用（電気設備工事費を含む。)</p> |

(2) プラス工事

| 要件 | 補助対象経費 | 工事の例 |
|---|-------------------------------|---|
| 基本工事と併せて行う既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）の居住環境や住宅機能の維持・向上のためのリフォーム工事 | プラス工事に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根改修 ・外壁改修 ・内装改修 ・水廻り設備改修 ・一部増築、一部改築、一部減築 ・その他基本工事の対象とならない住宅リフォーム工事（補助対象外となる工事を除く。） |

【プラス工事の対象となる工事、対象とならない工事の例】

○：対象となる工事 △：条件を満たせば対象となる工事 ×：対象とならない工事

| 対象 | 工事の内容 | 備考 |
|----|--------------------------------------|---|
| ○ | 屋根の葺き替え、塗装など | |
| ○ | 外壁の張り替え、塗装など | |
| ○ | 間取りの変更、間仕切り壁の変更など | |
| ○ | 内装（床・壁・天井など）の張り替え、塗装など | |
| ○ | 畳の取替え（表替え含む。） | |
| ○ | 外部建具改修（窓・ガラス・玄関ドア・勝手口の交換など） | 断熱性能が確保できるものは基本工事、それ以外はプラス工事。 |
| ○ | 屋内のドア・建具の交換など | |
| ○ | 浴室、台所、便所等の水廻り改修 | 市の他の助成制度を受けている工事部分を除く（高齢者向け住宅リフォーム助成等）。 |
| ○ | 給湯器の設置・改修 | |
| ○ | 給排水・ガス・電気の配管配線工事 | |
| ○ | 耐震補強・改修工事 | 市の他の助成制度を受けている工事部分を除く（耐震リフォーム事業等）。 |
| △ | 居住部分の一部増築、一部改築、一部減築 | 既存住宅の床面積の過半を超えない範囲のものは補助対象。過半を超えるものは補助対象外。 |
| △ | 車庫・物置の増築・設置・改修 | 既存住宅と同一棟の場合は、補助対象。既存住宅と別棟の場合は、補助対象外。 |
| △ | シロアリ防除・駆除など | シロアリ防除工事は補助対象。シロアリ駆除は補助対象外。 |
| △ | 電話、インターネット、TVアンテナの設置など | 電話・電信・通信設備は補助対象外。インターホン設置等住宅内の工事に係るものは補助対象。 |
| × | 車庫、物置、倉庫等の別棟の付属屋 | |
| × | 店舗、工場、事務所等の改修 | 住宅部分以外の工事は補助対象外。 |
| × | 下水道接続、合併処理浄化槽設置、雨水浸透ます設置、雨水タンク設置工事など | 左記の工事は補助対象外。 |
| × | 太陽光発電システム、ペレットストーブ | 左記の工事は補助対象外。 |
| × | 植樹、剪定等の植栽工事 | 植栽工事は補助対象外。 |
| × | アプローチ等の外構工事 | 基本工事に該当するものを除き補助対象外。 |
| × | ハウスクリーニング、排水管清掃など | 左記のものは補助対象外。 |
| × | 照明器具 | 照明器具、火災報知器は補助対象外。 |
| × | カーテン・ブラインド等の取替え・新設など | 備品は補助対象外。 |
| × | 冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの電化製品 | 基本工事に該当するものを除き補助対象外。 |
| × | 石油ストーブ、ガスストーブなどの暖房器具 | 基本工事に該当するものを除き補助対象外。 |
| × | 家具 | 備品は補助対象外。 |

★ご注意ください★

- 基本工事において**使用する機器・材料は未使用品**であるものが対象となります。既存の機器・部材の移設やリサイクル品の使用は、基本工事の対象となりません。
- 基本工事は、**一の工事ごとに同一工事業者に材工一括発注**することが条件となります。
例)・手すりの材料と設置工事をA社、スロープの部材と取付け工事をB社に発注
⇒ 基本工事の対象となる
・手すりの材料をA社、設置工事をB社に発注 ⇒ 基本工事の対象とならない
・手すりを自ら購入、取換え工事をA社に発注 ⇒ 基本工事の対象とならない
- プラス工事は、既存の機器・部材の移設やリサイクル品の使用は対象になります。
- 基本工事、プラス工事ともに資材の購入のみでは補助の対象になりません。
- 基本工事はA業者、プラス工事はB業者（いずれも市内の工事業者）に発注するなど、**複数の工事業者に発注することは可能**です。
- 本補助金は**市内に本社、本店、支店、営業所がある法人**又は市内の**個人事業主**（工事見積書の内訳証明書及び領収書で市内の住所が確認できるものに限り。）**へ発注**することが要件となります。そのため、例えば個人事業主が自ら自宅を改修する場合は補助の対象となりません。（本人が代表を務める法人や本人とは別の個人事業主へ発注する場合は補助の対象となります。）
- 市の他の補助制度の対象となっている工事の部分は本事業の補助の対象となりません。ただし、それぞれの補助制度の対象となる**工事の部分が違う箇所であれば、他の制度との併用は可能**な場合があります。（同一の工事契約であっても、それぞれの補助を受ける工事費用（範囲）が明確に区分されていれば併給可能です。）

例1 （併給可能な例）

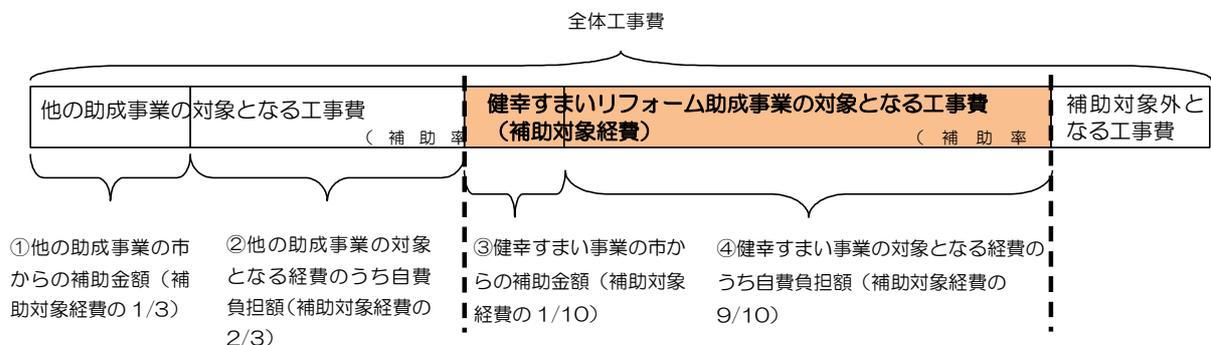
- ① 浴室改修工事：障がい者向け住宅リフォーム助成による補助金を活用
- ② トイレ改修工事：本事業の補助金を活用

例2 （併給可能な例）

- ① 浴室の手すり：介護保険を活用
- ② 浴室の外窓交換：本事業の補助金を活用

なお、市の他の助成事業を併用する場合の補助対象経費の算定方法（例）は下記のようになります。（他の助成事業の補助率が1/3とした場合の例です）

【市の他の助成事業を併用する場合の補助対象経費の算定方法（例）】



※(他の助成事業の補助金額だけでなく、)他の助成事業の対象となる工事費の全てが、本事業の補助対象経費から除かれる(補助対象外となる)のでご注意ください。

- 本助成事業と空き家活用推進事業(ただし、流通促進タイプ(跡地活用)を除く)との併用はできません。
- 『補助対象経費』とは、基本工事及びプラス工事に係る経費(消費税及び地方消費税を除く。)の合計額をいいます。**補助の対象外となる工事費は含まれません**のでご注意ください。
- 一の工事は、複数の基本工事の対象となりません**。

例)・子供部屋に設置する内窓は、温熱環境改善リフォームの対象です(子育て対応リフォームの対象とはなりません)。

- ・テレワークスペースに設置する内窓は、温熱環境改善リフォームの対象です(バリアフリーリフォーム(感染予防対策)の対象とはなりません)。
- ・子供部屋とテレワークスペース共用の室等をリフォームする場合は、子育て対応リフォームの対象です(バリアフリーリフォーム(感染予防対策)の対象とはなりません)。

※ただし、工事部分及びその目的が異なる場合は、複数の基本工事の対象となる場合があります(子供部屋とテレワークスペース共用の室等をリフォームする場合で、床材の張替を子育て対応リフォーム、テレワーク用の造り付けの机の設置をバリアフリーリフォーム(感染予防対策)とすることは可能です)。

4. 申請に必要な書類

- ★申請に必要な部数は**1部**です。書類は返却できませんので、あらかじめ**コピー**をお取りください。
- ★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

| 提出が必要な方 | 必要な書類 |
|--|--|
| すべての方 | ① 補助金交付申請書 p.16~19 参照 …… 【様式第1号（第一面～第四面）】 ※交付決定後に工事内容が変更となり、 工事費が減額された場合、補助金額は減額 となりますが、 工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。 |
| | ② 対象工事を行う住宅の全景写真（カラー写真） p.20 参照 撮影の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供されていることが確認できること ・撮影日（申請日前3ヶ月以内）が記入されていること（手書きでも可） ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。 |
| 居住中の住宅を改修する方 | ③ 市税納税証明書（新潟市制度用） p.20 参照 ※申請者の氏名と工事場所の住所が記載されたもの。 |
| 参考）市税納税証明書の取得について <p>【発行窓口】古町ルフル3階（市民税課）、各区役所（中央区役所を除く）、出張所などの窓口（居住区でなくても取得できます）</p> <p>【発行手数料】1部 300円</p> <p>【代理申請】本人、世帯員以外の代理申請は委任状が必要です。 委任者が署名押印した委任状と代行者の本人確認書類を発行窓口にお持ち下さい。</p> <p>【交付請求書・委任状の入手方法】発行窓口にて配布、新潟市ホームページにてダウンロード（新潟市 納税証明書交付 で検索）</p> <p>※郵送申請・電子申請が可能です。コンビニ交付はできませんのでご了承ください。 ※詳しくは市民税課管理・証明係（025-226-2243）までお問い合わせください。</p> | |
| 子育て対応リフォーム工事を行う方 | ④ 中学生以下の子どもがいることが確認できる書類 ※子どもの氏名、住所、生年月日が分かるもの。 <p>【書類の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民票の写し（コピー可、申請日前6ヶ月以内に発行） ②健康保険証（表面、裏面とも）の写し ③マイナンバーカード（表面のみ）の写し ④学生証の写し ⑤母子健康手帳（世帯に妊娠している方がいる場合） 表紙及び氏名・住所が確認できるページのコピー <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠している人がいることが確認できること ・妊娠している人の氏名及び住所が確認できること |

実績報告時に提出してもOK

様式など詳細はこちら



引越予定の場合は実績報告時に提出

★写真の提出方法について★

- ・申請時は【全景写真】のみで申請可能です。（申請日前3ヶ月以内に撮影したもの）
- ・実績報告時に、【工事前写真】【工事後写真】の両方が必要となります。
【工事前写真】の不足があると、その部分を補助対象にすることができません。

※工事内容によっては、**工事中の写真などが必要となる場合があります**（P14参照）。撮り忘れると【工事前写真】【工事後写真】があっても補助対象とできない場合がありますのでご注意ください。

次ページへ続く・・・

・・・前ページからの続き（申請時に必要な書類）

| | |
|----------------|---|
| 併用住宅・併用住戸の場合 | <p>5 居住部分と居住以外の部分が確認できる図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住部分と居住以外の部分の床面積が確認できること（平面図及び面積表など） <ul style="list-style-type: none"> ※専用住宅である場合は不要です。 ※居住部分が住宅全体の半分以下である場合は、対象住宅に該当しないため、補助を受けることはできません。 ※屋根改修工事など、居住部分と居住以外の部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事（共通工事）がある場合、共通工事費のうち居住部分の床面積按分の工事費のみが補助対象となります。 |
| 増築・改築・減築がある場合 | <p>6 増築・改築・減築工事の床面積と既存部分の床面積が確認できる図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改減築工事を行う部分と既存部分の床面積が確認できること（平面図・面積表など） <ul style="list-style-type: none"> ※増築・改築・減築工事が無い場合（床面積に増減が無い場合）は不要です。 ※既存部分の床面積の半分以上を超える増改減築工事費は、補助の対象とはなりません。 ※工事内容が建築基準法など各種法令に適合していることを事前に確認してください。 |
| 該当者のみ | <p>7 その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ※対象となる住宅や世帯の状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。 |
| 工事内容によって提出するもの | <p>バリアフリーリフォーム工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ■床ノンスリップ化 「滑りにくい」の記載があるカタログページ ■換気/空気清浄機能付きエアコン 当該機能付きと記載があるカタログページ ■サーモスタット式水栓 当該機能付きと記載があるカタログページ <p>子育て対応リフォーム工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ■クッション床 「クッション性あり」の記載があるカタログページ ■人感センサー付き玄関灯 当該機能付きと記載があるカタログページ ■安全装置付調理器 当該機能付きと記載があるカタログページ ■自動調理対応コンロ 当該機能付きと記載があるカタログページ ■掃除しやすいレンジフード 「掃除しやすい」の記載があるカタログページ <p>その他、工事内容に応じて別途求める場合があります。</p> |

※工事内容によっては、工事時の写真などが必要となる場合があります（P14参照）。

5. 実績報告に必要な書類

★申請に必要な部数は**1部**です。書類は返却できませんので、あらかじめ**コピー**をお取りください。

★記入例・写真撮影例・領収書記入例を参考に作成してください。

| 提出が必要な方 | 必要な書類 |
|--------------|--|
| すべての方 | ① 実績報告書 p.21 参照 …… 【様式第5号（第一面）】 |
| | ② 工事の領収書のコピー p.22 参照 <ul style="list-style-type: none"> ・発注者（＝申請者）に対して発行された領収書であること ・発行者の名称、所在地（市内の住所）の記入があること ・収入印紙が貼付けされ、消印があること ・ただし書きで、対象工事に係る領収書であることが確認できること ・交付決定後に発行されていること ※「契約時金」など、工事前の支払いに合理的理由があることが明記された場合は除く ※申請時に提出した「工事見積書の内訳証明書」に記載の補助対象経費に税額を加えた額以上であること （領収書が複数枚に及ぶ場合はその合計額） |
| | ③ 対象工事を行う箇所の工事前写真（カラー） p.23、25～28 参照 <p>撮影の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供されている部分であることが確認できること ・撮影日（申請日から3ヶ月前の日付以降～工事着手日前まで）が記入されていること ※申請した工事箇所は全て撮影してください。 ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。 |
| | ④ 対象工事が行われたことが確認できる工事後写真（カラー） p.24～28 参照 <ul style="list-style-type: none"> ・工事前の写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できる写真であること <p>撮影の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請した箇所は全て撮影すること。 ・工事前写真とできるだけ同じアングルで撮影すること ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。 |
| 申請時に提出しなかった方 | ⑤ 市税納税証明書（新潟市制度用） p.20 参照 <p>※申請者の氏名と工事場所の住所が記載されたもの。 ※取得方法については p11 参照</p> |
| 申請内容に変更があった方 | ⑥ 変更の内容が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・工事見積書の内訳証明書（変更後の対象工事に係る費用の内訳が確認できるもの） ・基本工事の仕様書、プラス工事の仕様書（変更後の対象工事の室名・工事概要が確認できるもの） |
| 該当者のみ | ⑦ その他市長が必要と認める書類 <p>※対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。</p> |

次ページへ続く・・・

・・・前ページからの続き（申請時に必要な書類）

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>子育て対応リフォーム工事を行った方</p> | <p>8 中学生以下の子どもがいることが確認できる書類</p> <p>申請時に提出 しなかった方のみ</p> <p>※子どもの氏名、住所、生年月日が分かるもの。</p> <p>【書類の例】 ①住民票の写し（コピー可、申請日前6ヶ月以内に発行） ②健康保険証（表面、裏面とも）の写し ③マイナンバーカード（表面のみ）の写し ④学生証の写し ⑤母子健康手帳（世帯に妊娠している方がいる場合） 表紙及び氏名・住所が確認できるページのコピー</p> <ul style="list-style-type: none">・妊娠している人がいることが確認できること・妊娠している人の氏名及び住所が確認できること |
| <p>工事内容によって提出するもの</p> <p>p.25 参照</p> | <p>■断熱材敷込や配線配管など、仕上げ材に隠蔽される工事を行った場合</p> <p>隠蔽する前の、工事を行ったことが分かる写真</p> <p>■断熱材一体型の外壁材等を使用した場合</p> <p>製品の接写など、断熱材と一体となっていることが確認できる写真</p> <p>製品の熱伝導率が確認できるカタログ等（製品の写りが載っているページも含む）</p> <p>■内窓設置工事を行った場合</p> <p>内窓と外窓の区別が分かる写真</p> <p>■外窓やドアの取替工事を行った場合</p> <p>品番が分かる書類（ラベルシールの写真、納品書など）</p> <p>■ガラス交換工事を行った場合</p> <p>品番が分かる書類（ラベルシール、納品書など）</p> <p>または、二重ガラスであることが分かる接写写真</p> <p>■その他</p> <p>塗装工事など、工事前後で判別しにくい場合は施工中写真等を求める場合があります。</p> |

★ご注意ください★

○補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じた場合でも、**変更の手続きは不要ですが**、変更部分を補助対象とするには、変更部分の工事前写真も必要となります。

変更部分の工事前写真を撮り忘れてしまった場合は、その変更部分は補助の対象となりませんので、変更が生じた場合は変更部分の撮り忘れが無いよう、確実に工事前写真を撮影してください。

○交付決定後に工事内容が変更となり、**工事費が減額された場合、補助金額は減額**となりますが、**工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません**。

6. その他申請にあたっての注意事項

●市の他の補助金等との併給について

- ・本事業による補助金は、市の他の補助制度と重複して受けることはできません。
ただし、補助対象となる工事の部分がそれぞれ異なる部分であれば、併用が可能な場合があります。
- ・健幸すまいリフォーム助成事業、空き家活用推進事業（ただし、流通促進タイプ（跡地活用）を除く）、空き家活用リフォーム推進事業、UIJ 支援にいがたすまいリフォーム助成事業はそれぞれ併用できません。（上記補助金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみとなります。）

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・又は担保にすることはできません。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●アンケートなどへの協力について

- ・本補助金の交付を受けた方には、市からのアンケートや調査などの協力をお願いすることがあります。

●その他

- ・市で工事業者を紹介・あっ旋やリフォーム工事の標準価格を示すことはできません。
- ・消費者トラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは十分に検討してください。
- ・住宅リフォームに関する見積相談などは下記に相談することができます。



住まいるダイヤル 0570-016-100（通話料がかかります）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です）



補助金交付申請書の記入例

別記様式第1号（第一面）（第7条関係）

1 (記入日) 2023年4月19日

(宛先) 新潟市長

2 (申請者)

| | |
|-------|-------------------|
| 現住所 | 〒951-8550 |
| 住所の名称 | 新潟市中央区学校町通1-602-1 |
| ふりがな | にいがた たろう |
| 氏名 | 新潟 太郎 |
| 生年月日 | 1990年1月1日 |
| 電話番号 | 025-228-1000 |

新潟市健幸すまいリフォーム助成事業 補助金交付申請書

健幸すまいリフォーム助成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9

| | |
|--------------|---|
| 工事場所 | 新潟市 中央区 区 車庫通0-866 |
| 住宅の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅・併用住戸 |
| 住宅の建て方 | <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅・長屋等 |
| 補助対象経費 | 1,550,000円 |
| 補助金申請額 | 100,000円 |
| 着手予定年月日 | 2023年5月30日 |
| 完了予定年月日 | 2023年8月30日 |
| 補助対象要件に関する確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 申請内容は要綱に定める各条項に適合します。 |
| 確認事項 | <input checked="" type="checkbox"/> 本人及びその世帯員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者がいないと認められ、必要に応じて市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。 |

本補助事業に係る申請等事務手続きの一切について、下記の者を代行者として委任します。

10

| | | | | |
|-------|------|------------------------------------|-------|-----------------------------|
| 手続代行者 | 所在地 | 〒951-8554 新潟市中央区吉町通7-1010 吉町ビル6 | | |
| | 会社名 | 株健幸すまい | | |
| | ふりがな | じょうかふ 社なこ | 電話番号 | 025-226-2815 |
| | 担当者名 | 佐藤 花子 | Email | jukankyo@city.niigata.lg.jp |

| | |
|----|---|
| 1 | 申請書類の記入日を記入してください。申請書の提出日と同じ必要はありません。 ※添付書類の全景写真は、申請日（提出日）前3ヶ月以内に撮影したものが必要です。 |
| 2 | 申請者の現在の住所・氏名・生年月日・電話番号を記入してください。 ※交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。 |
| 3 | 工事場所の住所を記入してください。 |
| 4 | 工事を行う住宅の種類を記入してください。 ※戸建住宅において、住宅以外の用途の部分があるものを「併用住宅」、共同住宅・長屋の住戸において、住宅以外の用途があるものを「併用住戸」といいます。 その場合は、居住部分とその他の部分の床面積が確認できる図面が必要となります。 |
| 5 | 工事を行う住宅の建て方を記入してください。（住宅の建て方はp.2をご確認ください。） |
| 6 | 補助対象経費を記入してください。【内訳証明書】の「補助対象経費 合計」と同じ額です |
| 7 | 補助金申請額を記入してください。 基本工事1種類の場合は上限額5万円、2種類以上の場合は上限額10万円になります。 ※交付決定後に工事内容が変更となり、工事費（補助対象経費）が減額された場合、補助金額は減額となりますが、工事費（補助対象経費）が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。 |
| 8 | 工事の着手予定年月日・完了予定年月日を記入してください。 ※申請受付から交付決定まで概ね2週間程度かかります。余裕をもった予定としてください。 ※令和6年3月15日（金）までに実績報告書の提出がない場合、補助金は交付されません。 |
| 9 | 下記補助要件を確認の上、し点を記入してください。 □申請者及び工事を行う住宅はいずれも、過去に本事業、子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業、空き家活用推進事業（ただし、流通促進タイプ（跡地活用）を除く）、空き家活用リフォーム推進事業、U・I・J支援にいがたすまいリフォーム助成事業の補助金交付を受けていません。また、受ける予定はありません。 □同じ見積もりの中に市の他の助成事業が含まれている場合は、本申請の対象工事と市の他の助成事業の対象工事は重複していません。 □本人及びその世帯員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。 □自ら居住している又は居住する予定の住宅において対象工事を行う個人です。 □店舗、事務所その他居住の用に供する以外の部分がある場合（併用住宅・併用住戸）は、床面積の過半以上が居住の用に供されています。 □申請者以外に対象工事を行う住宅の所有者がいる場合は、他の所有者から補助事業の実施について承諾を受けています。 |
| 10 | 手続きを代行者に委任する場合は記入してください。 ※不備があった場合すみやかに対応いただくため、「日中連絡が取れる電話番号」を記入してください。 一定期間対応のない場合は、不交付決定となり補助金が交付されない場合があります。 |

補助金交付申請書（基本工事に係る仕様書）の記入例

別記様式第1号（第二面）（第7条関係）

基本工事に係る仕様書

該当する項目に✓を入れてください。

1. バリアフリーリフォーム工事

| 改修内容 | 改修内容 | 改修内容 |
|---|--------------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 手すり設置 | <input type="checkbox"/> 和便器→洋便器 | <input type="checkbox"/> 換気/空気清浄機付きドア/窓 |
| <input type="checkbox"/> 段差解消/スロープ設置 | <input type="checkbox"/> 車いす用洗面/キッチン | <input type="checkbox"/> 換気扇設置 |
| <input type="checkbox"/> 床ノンスリップ化 | <input type="checkbox"/> テレワークスペース改修 | <input checked="" type="checkbox"/> その他（以下に理由と内容を記入し、脱力転倒のため、扉/戸を可転ハンドルからレバーハンドルへ交換する） |
| <input type="checkbox"/> 通路や開口部拡張 | <input type="checkbox"/> タッチレス水栓 | |
| <input type="checkbox"/> 昇降機設置 | <input type="checkbox"/> 換気・通風機能付きドア | |

2. 温熱環境改善リフォーム工事

| 改修項目 | 改修内容 | |
|--------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 窓等の断熱改修 (熱貫流率U値0.4以下) | <input type="checkbox"/> 内窓設置 | <input type="checkbox"/> 外窓改修 |
| その他断熱改修 (熱貫流率U値0.4以下) | <input type="checkbox"/> ガラス交換 | <input type="checkbox"/> ドア交換 |
| | <input type="checkbox"/> 外壁の断熱改修 | <input type="checkbox"/> 屋根の断熱改修 |
| 暖房機器設置 | <input type="checkbox"/> 床の断熱改修 | <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修 |
| | <input type="checkbox"/> 浴室/脱衣場の暖房設置 | |

3. 子育て対応リフォーム工事

| 改修項目 | 改修内容 | |
|--|--|--|
| 子ども部屋改修 | <input type="checkbox"/> 増築 | <input type="checkbox"/> 内部改修（床、壁、天井等） |
| 子どもの事故防止 <small>※「中」で設置する固定のものに限る</small> | <input type="checkbox"/> 衝突事故防止 | <input type="checkbox"/> マアストッパー/ドアクローザー |
| | <input type="checkbox"/> 転倒事故防止 | <input type="checkbox"/> クッション床 |
| | <input type="checkbox"/> 落下防止 | <input type="checkbox"/> 足元灯 |
| | <input type="checkbox"/> 指はさみ防止 | <input type="checkbox"/> 窓下防止手すりの設置 |
| 子どもの様子見守り | <input type="checkbox"/> 進入・閉込防止 | <input type="checkbox"/> チャイルドフェンス |
| | <input type="checkbox"/> 感電・火傷防止 | <input type="checkbox"/> シャッター付きコンセント |
| | <input type="checkbox"/> 対面形式キッチン | <input type="checkbox"/> 安全装置等付調理器 |
| 家事負担の軽減 <small>※工事で設置する固定のものに限る</small> | <input type="checkbox"/> セーモスタット式水栓 | <input type="checkbox"/> キッチンに直したリビングへ改修 |
| | <input type="checkbox"/> ビルトイン食器洗機 | <input type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロ |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 掃除しやすいレンジフード | <input type="checkbox"/> 宅配ボックス |

| | |
|---|--|
| 1 | <p>住宅内部のバリアフリーリフォーム工事を行う場合は、該当する項目に✓してください。</p> <p>《設備機器のバリアフリー》に該当するユニットバスへの取換えの場合の記入方法</p> <p>「手すり設置」「段差解消/スロープ設置」「床ノンスリップ化」「通路や開口部拡張」の中から該当する選択肢に✓し、次ページのプラス工事において「ユニットバス入替」にも✓してください。</p> |
| 2 | <p>「その他」に✓した場合は理由と工事内容を記入してください。</p> <p>《その他のバリアフリー》の内容及び理由の記入例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗器具有する動作が困難となった高齢者がおり、水洗器具有レバーハンドルへ取り替える <p>※居住する家族の中に高齢者、障がい者、中学生以下の子どもの若しくは妊娠している方などがいるなど、日常生活における移動や動作を安全又は容易にするために、どのような理由でどのような工事を行うのかを記入してください。</p> |
| 3 | <p>温熱環境改善リフォーム工事をする場合は、該当する項目に✓してください。</p> <p>《窓等の断熱改修工事》</p> <p>※改修後の窓等の熱貫流率が4.65w/m²・K以下である必要があります。</p> <p>《外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事》</p> <p>※外気に面する外壁・屋根・天井又は床（部分的でも可）に断熱材を用いる工事であり、使用する断熱材は熱伝導率0.052w/m・K以下のノンフロン製品である必要があります。</p> <p>《浴室又は脱衣室の暖房機器設置工事》</p> <p>※固定式の暖房機器を設置する工事で、取り換え工事でも対象です。</p> |
| 4 | <p>子育て対応リフォーム工事を行う場合は、該当する項目に✓してください。</p> <p>《子ども部屋改修》</p> <p>※子ども部屋とは主に子どもが使用する部屋を指し、必ずしも子ども専用部屋である必要はありません。</p> <p>例) リビングの一面に子供の勉強スペースを設ける 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども部屋の増築を行う場合は、面積及び工事内容のわかる平面図を添付してください。 ・子ども部屋の内部改修（既存の子ども部屋、若しくは改修後子ども部屋になる室内の改修）とは、床・壁・天井の内装改修や間仕切壁の造作、造り付け家具の設置等を差します。 <p>《子どもの事故防止》</p> <p>※子どもが使用し、当事者となる事故の防止、被害の軽減を図ることが主たる目的の工事を行う場合は、「子どもの事故防止工事」に✓してください。</p> <p>※対象となる設備や家具は、工事で設置する固定のものに限ります。 取り外しできるコーナーガードやコンセントを差すだけの稼働式足元灯、壁等に固定しない後付けチャイルドフェンス等は対象外です。</p> <p>《子どもの様子見守り》</p> <p>子どもを見守りやすい間取りへの変更を目的とした工事が対象になります。</p> <p>《家事負担の軽減》</p> <p>子育てを行う上で家事負担を軽減することを目的とした工事が対象になります。</p> <p>※対象となる設備は、工事で設置する固定のものに限ります。</p> <p>玄関先に置くだけの宅配ボックスは対象外です。</p> |

補助金交付申請書（プラス工事に係る仕様書）の記入例

別記様式第1号（第三面）（第7条関係）

プラス工事に係る仕様書

該当する項目に✓を入れてください。

| | | |
|-----------------------------------|------------------|--|
| 1 | 1. 外部改修工事 | |
| | 改修項目 | 改修内容 |
| | 屋根改修 | <input type="checkbox"/> 塗装、張替、補修等 |
| | 外壁改修 | <input checked="" type="checkbox"/> 塗装、張替、補修等 |
| | 給湯機 | <input type="checkbox"/> 新規設置、入替 |
| 2 | その他 (具体内容を記載) | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 2. 内部改修工事 | |
| | 改修項目 | 改修内容 |
| | 増築 | <input type="checkbox"/> 添付図面による |
| | 内部改修 | <input type="checkbox"/> 床、壁、天井等 |
| | 造付家具等 | <input type="checkbox"/> 造付家具設置 |
| | | <input type="checkbox"/> キッチン入替 |
| | | <input type="checkbox"/> 便器交換（和式→洋式便器は基本工事） |
| | | <input type="checkbox"/> 固定照明器具設置（電球、かき等の備品以外） |
| <input type="checkbox"/> エニットバス入替 | | |
| 4 | その他 (具体内容を記載) | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> |

| | |
|---|---|
| 1 | <p>プラス工事（外部改修工事）を行う場合は、該当する項目に✓してください。</p> <p>※「屋根改修」は、基本工事で記載した事項以外の大屋根・庇・雨樋等の塗装、張替、部分補修等が該当します。</p> <p>※「外壁改修」は、基本工事で記載した事項以外の塗装、張替、重ね張り、部分補修等が該当します。</p> |
| 2 | <p>「その他」に✓した場合は具体的な工事内容を記入してください。</p> <p>《その他の外部改修》の内容の記入例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しく外窓や勝手口ドアを設置する工事 ・インターホンの交換工事 |
| 3 | <p>プラス工事（内部改修工事）を行う場合は、該当する項目に✓してください。</p> <p>《増築》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母屋と同一棟の増築工事が対象です。別棟の車庫や物置の増築は対象外です。 <p>《内部改修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床・壁・天井の内装改修や間仕切壁の造作等を指します。 <p>《造付家具》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本工事に該当しない場合の工事が対象です。 |
| 4 | <p>「その他」に✓した場合は具体的な工事内容を記入してください。</p> <p>《その他の内部改修》の内容の記入例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シロアリ防除工事（駆除は対象外です） ・給排水、ガス、電気の配線工事 等 |

工事見積内訳証明書の記入例

別記様式第1号（第四面）（第7条関係）

工事見積内訳証明書

（宛先）新潟市長

①（工事業者）

| | |
|------|---------------------------|
| 所在地 | 新潟市中央区吉町通7-1010 吉町ルーフ6 |
| 会社名 | 株式会社 健康率が高い |
| 代表者名 | 健康 健幸 作男 |

本申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

| | | | |
|---|------------------|-----------|---|
| ② | 基本工事 | | |
| | 工事種別 | 金額 | |
| | 1. バリアフリーリフォーム工事 | 50,000 | 円 |
| | 2. 温熱環境改善リフォーム工事 | | 円 |
| | 3. 子育て対応リフォーム工事 | 300,000 | 円 |
| | 小計 | 350,000 | 円 |
| ③ | プラス工事 | | |
| | 1. 外部改修工事 | 1,200,000 | 円 |
| | 2. 内部改修工事 | | 円 |
| | 小計 | 1,200,000 | 円 |
| ④ | 補助対象経費 合計 | 1,550,000 | 円 |

| | |
|---|--|
| 1 | 工事見積書を作成した（請負契約した）工事業者から、本事業の補助金に係る工事の内容、工事費等の内訳及び申請の内容を証明いただくものです。 ※新潟市内の住所が確認できるものとしてください。 |
| 2 | 基本工事（バリアフリーリフォーム工事・子育て対応リフォーム工事・温熱環境改善リフォーム工事）に係る工事費の内訳及び合計額を記入してください。 ※工事種別ごとに補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の金額及びその小計を記入してください。 ※基本工事に係る仕様書（第二面、第三面）の内容と整合の取れたものとしてください。 ※基本工事は本補助金の要件（必須）であるため、金額が0円の場合は、交付決定できません。 |
| 3 | プラス工事（その他のリフォーム工事）に係る工事種別、工事費の内訳及び合計額を記入してください。 ※工事種別ごとに補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の金額及びその小計を記入してください。 （工事種別の選択肢に該当しない場合は、空欄に適宜記入してください。） ※プラス工事に係る仕様書【別記様式第1号（第三面）】の内容と整合の取れたものとしてください。 |
| 4 | 基本工事とプラス工事の補助対象経費の合計金額を記入し、申請書第一面に転記してください。 |

必須

全景写真（補助金交付申請時）の写真撮影例



【注意】写真撮影について（共通）

- 写真の大きさは **L判程度** としてください。
- 写真は **対象物が明確に確認できるもの** としてください。
- 写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光、暗いなどにより状況確認ができない場合は、申請の受付ができません。
- 白黒写真は認められません。必ず **カラー** で撮影・提出してください。

| | |
|---|---|
| 1 | 撮影日を記入してください。 ※申請書提出日（申請書作成日ではありません。）の前3ヶ月以内に撮影された写真に限りです。 ※手書きでも可。写真に撮影日が印字されている場合は記入不要です。 |
| 2 | 住宅の全景の写真を撮影してください。 ※住宅であること、または併用住宅であることを確認するためのものです。 ※申請書に添付する全景写真は1枚で結構です。 |

必須

納税証明書（新潟市制度用）の見本

※提出は申請時でも実績報告時でも可。ただし、引越先の住宅を改修する方は実績報告時に提出

| | | |
|------------------|---------------------------------|---|
| 納 税 証 明 書 | | 1 新潟市 納 税 月 |
| 納税義務者 | 氏名 または 法人名 （「第2の欄」に氏名） | 新潟 太郎 2 |
| | 住 所 （〒 番地） | 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 3 |
| 証明事項 | 市税に未納はありません。 4 | <small>（備考）</small> <small>ただし、申請時点で課税の有無を判断する際の税目において確認したものを、 （共有資産を除く）</small> |

新潟市長（税証）第 号
上記のとおり新達ないことを証明します。
年 月 日

新潟市長



この証明書に不備な点がないことを確認してください。

【参考】市税納税証明書の取得について

【発行窓口】古町ルフル3階（市民税課）、各区役所（中央区役所を除く）、出張所などの窓口
（居住区でなくても取得できます）

【発行手数料】1部 300円

【代理申請】本人、世帯員以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状と代行者の本人確認書類を発行窓口にお持ち下さい。

【交付請求書・委任状の入手方法】発行窓口にて配布、新潟市ホームページにてダウンロード（新潟市 納税証明書交付）で検索）

※郵送申請・電子申請が可能です。コンビニ交付はできませんのでご了承ください。

※詳しくは市民税課管理・証明係（025-226-2243）までお問い合わせください。

様式など
詳細は
こちら



別記様式第5号（第一面）（第11条関係）

1（記入日） 2023年9月10日

（宛先）新潟市長

2（申請者）

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 住所 建物名、号室 | 〒 951 8550 新潟市 中央区 区 西堀通6-886 |
| ふりがな 氏名 | にいがた たろう 新潟 太郎 |
| 電話番号 | 025 228 1000 |

新潟市健幸すまいリフォーム助成事業 実績報告書

健幸すまいリフォーム助成事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。
なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は布美に利達ありません。

| | | |
|---|-----------|----------------------|
| 3 | 交付決定日及び番号 | 2023年5月8日 第 555555 号 |
| 4 | 交付決定額 | 100,000 円 |
| 5 | 補助対象経費 | 1,550,000 円 |
| 6 | 交付算定額 | 100,000 円 |
| 7 | 着手年月日 | 2023年5月10日 |
| 8 | 完了年月日 | 2023年9月1日 |

| | | |
|--------------|--------------|--|
| 9 補助金の振込先 | 金融機関名 | 〇×△ 銀行 新潟 支店 |
| | 預金種別 口座番号 | <input checked="" type="checkbox"/> 普通 口座番号 <input type="checkbox"/> 当座 |
| | フリガナ 名義人 | ニイガタ タロウ 新潟 太郎 |

※振込先の名義人は原則として、申請者と同じとしてください。

【注意】申請内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、実績報告書に変更内容が確認できる書類の添付が必要になります。（p.13 参照）

| | |
|---|--|
| 1 | 申請書類の記入日を記入してください。実績報告書の提出日と同じ必要はありません。 |
| 2 | 申請者の現在の住所・氏名・生年月日・電話番号を記入してください。 ※申請時に居住予定だった場合は、居住予定住所（工事場所）を記載してください。 |
| 3 | 交付決定通知書に記載された日付・番号を記入してください。 |
| 4 | 交付決定通知書に記載された「交付決定額」を記入してください。 |
| 5 | 「補助対象経費（A）」を記入してください。 ※申請時から金額変更がない場合は、交付決定通知書に記載された額を記載してください。 ※申請時から金額変更があった場合は、内訳証明書を再添付し、変更後の金額を記載してください。 |
| 6 | 「交付算定額」を記入してください。 ※申請時から金額変更がない場合は、交付決定通知書に記載された交付決定額を記載してください。 ※申請時から金額変更があった場合は、上記「補助対象経費」÷10（千円未満切り捨て）又は「交付決定額」のいずれか小さい額を記載してください。 ※「交付算定額」は「交付決定額」を超えることはできません。 |
| 7 | 補助対象工事に着手した日付を記入してください。 ※「交付決定日」より前の日付の場合、事前着手となり補助金交付ができません。 |
| 8 | 事業が完了した日付を記入してください。 ※領収書の発行日又は工事完了日のいずれか遅い日を記入してください。 |
| 9 | 補助金の交付先を記入してください。（口座振込みとなります。） ※振込みは、原則として申請者名の口座となります。 ※申請者名以外の口座に振り込みを希望する場合は、別途書類が必要となりますのでお問合せください。 |

領収書の参考例

【注意】 領収書について

・本事業に係る工事の履行、発注者（申請者）と受注者（工事業者）との間で金銭の授受が確実に行われていることを確認するための書類になります。

※領収書の代替書類として振込明細書等は認められません。

（当該対象工事に係る支払いであるか確認できないため）

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

| | |
|---|--|
| 1 | 年月日 領収書の発行日（工事代金の領収日）が確認できること。 ※原則として交付決定通知日以後であること。ただし、交付決定日以前の日付の場合は、交付決定日前に発行されたことに対し、合理的理由があることを記載してください。例）「契約時金、前払金」など |
| 2 | 宛名 ・発注者（＝申請者）宛になっていること。申請者名の入った連名も可。 |
| 3 | 金額及び支払い内容 ・補助金申請時に提出いただいた「工事見積書の内訳証明書」の補助対象経費に消費税を加えた額以上の額であることが確認できること ・但し書きで、当該対象工事に係る金額を含む支払いであることが確認できること ※補助金申請時から変更が生じた場合は、「変更後の工事見積書の内訳証明書」の合計金額との整合が確認できるものとしてください。 |
| 4 | 発行者 ・市内の住所が確認できること |
| 5 | 収入印紙 ・消印が押してあること ※「金額が5万円未満（税抜）の領収書の場合」、「収入印紙が不要である旨が分かる記述がある場合」、「クレジット払いの記述がある場合」は不要です。 |

収入
印紙

5

領収書

1 ●●年●●月●●日

2 新潟 太郎 様

3 **¥ 5,500,000** (税抜金額 5,000,000)

但し、バリアフリーリフォーム工事及びその他のリフォーム工事代として上記金額正に領収いたしました。

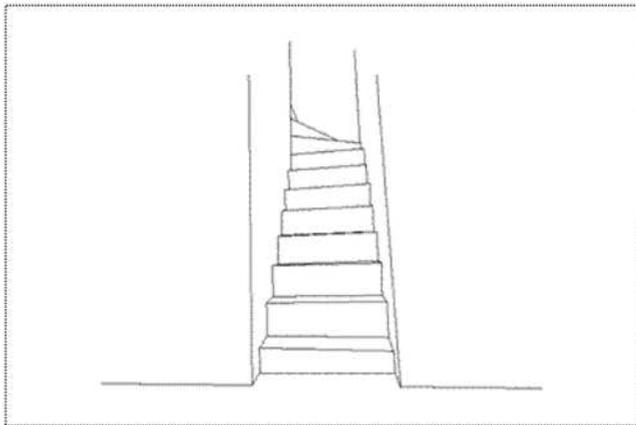
4 新潟県新潟市中央区古町通 7-1010
電話 / 025-226-2815
(株) 健幸すまい

1 撮影日：●年●月●日



3

2
手すり設置
予定場所
(トイレ)



4

チャイルドフェンス
設置予定場所
(階段)



5

内窓設置
予定場所
(寝室)

【注意】 工事前写真について

- ・申請された改修工事の対象箇所を確認するためのものです。
- ・申請時に提出した仕様書、又は改修場所の変更に伴い再提出した仕様書（【別記様式第1号（第二面）】【別記様式第1号（第三面）】に記載した**対象工事箇所全ての「工事前写真」が必要**です。）
- ・間取りの大幅な変更を行うなど、住宅全体の全面的な改修を行う場合は、改修前の居室を全室撮影してください。
- ・**工事前写真がない部分は、申請していても補助対象とすることができません。**
- ・**工事内容によっては、工事中の写真を求める場合があります。**
- ・家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることができません。

| | |
|---|--|
| 1 | 撮影日を記入してください。 ※申請書提出日（申請書作成日ではありません。）の前3ヶ月前の日付～工事着手前に撮影された写真に限ります。 ※手書きでも可。写真に撮影日が印字されている場合は記入不要です。 |
| 2 | 工事の内容を具体的に記入してください。 |
| 3 | ≪写真の撮影例：手すり設置工事【基本工事（バリアフリー）】≫ 手すりの設置を予定している部分の写真を撮影してください。 ※設置位置が未定である場合には、想定される位置をあらかじめ全て撮影してください。 |
| 4 | ≪写真の撮影例：チャイルドフェンス設置工事【基本工事（子育て対応）】≫ フェンスの設置を予定している部分の写真を撮影してください。 ※設置位置が未定である場合には、想定される位置をあらかじめ全て撮影してください。 |
| 5 | ≪写真の撮影例：開口部の断熱改修工事【基本工事（温熱環境改善）】≫ 断熱改修を予定している窓等の写真を撮影してください。 ※カーテン・障子・ブラインド等がない状態で撮影して下さい。 ※窓等の断熱改修が行われていないこと、交付決定前に着手していないこと、外気に接する窓であること等が確認できるように撮影してください。 |

工事後写真（実績報告時）の撮影例

【注意】 工事後写真について

- 改修工事が申請のとおり実施されたことを確認するためのものです。
- 申請時に提出した仕様書【別記様式第1号（第二面）】【別記様式第1号（第三面）】に記載した対象工事箇所全ての「工事後写真」が必要です。
- 工事前写真と同じアングルで撮影するなど、工事前後の状況が比較できる写真としてください。
- 間取りの大幅な変更を行うなど住宅全体の全面的な改修を行う場合は、改修後の居室を全室撮影してください。
- 工事内容によっては、工事中の写真を求める場合があります。
- 家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることができません。

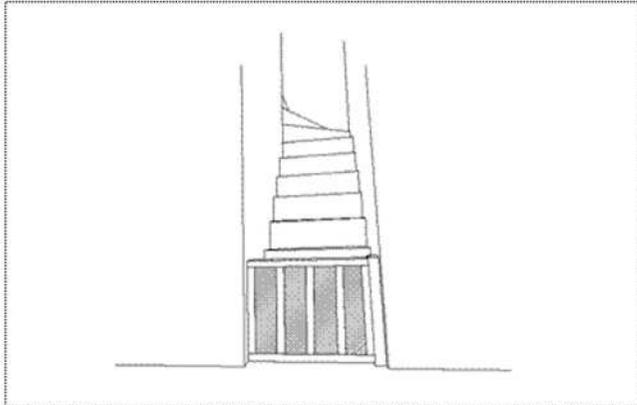
1



2

手すり設置後
(トイレ)

3



チャイルドフェンス
設置後
(階段)

4



内窓設置後
(寝室)

| | |
|---|--|
| 1 | <p>《写真の撮影例：手すり設置工事【基本工事（バリアフリー）】》 手すりを設置した写真を撮影してください。</p> |
| 2 | <p>工事の内容を具体的に記入してください。</p> |
| 3 | <p>《写真の撮影例：チャイルドフェンス設置工事【基本工事（子育て対応）】》 フェンスの設置をした写真を撮影してください。</p> |
| 4 | <p>《写真の撮影例：開口部の断熱改修工事【基本工事（温熱環境改善）】》 改修後の窓（1箇所ずつ）が確認できる写真を撮影してください。 <u>※窓の断熱改修が申請のとおり実施されたことを確認するためのものです。</u> <u>※申請時提出した写真と同じ角度、視点から撮影してください。</u></p> |

工事内容によって「工事前写真」「工事後写真」の他に、施工を確認するための写真を追加で求めることがあります。

《条件写真の一例》

| 工事内容 | | 条件写真 | 写真例 |
|-------|--------|--|--|
| 基本工事 | 内窓の設置 | 内窓と外窓が明確にわかる写真 | <ul style="list-style-type: none"> ・内窓と外窓の両方の鍵が確認できる拡大写真 ・障子風の内窓のみを開けた写真等 |
| | 外窓の交換 | 断熱性能が確認できる写真 | <ul style="list-style-type: none"> ・製品名、省エネ等級等が記載されたラベルシールの拡大写真 |
| | ガラスの交換 | 断熱性能が確認できる写真 | <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスであることが確認できる拡大写真 ・窓の断熱性能を表示した伝票が貼ってあるガラスの写真等 |
| | 断熱改修工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・断熱材が隠蔽される場合 施工が確認できる写真 ・断熱材一体型の材料を使用する場合 製品の仕様が確認できる書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・断熱材を入れている工事中的の写真 ・仕上げ材で隠蔽する前の写真 ・断熱材が一体となった材料であることが確認できる拡大写真 ・断熱材が一体となった材料であることが確認できるカタログページのコピー |
| プラス工事 | 塗装工事 | 施工が確認できる写真 | <ul style="list-style-type: none"> ・塗装中の写真 (業者や塗料が一緒に写っているもの) |
| | 床暖房設置 | 施工が確認できる写真 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材で隠蔽する前の写真 |



内窓設置

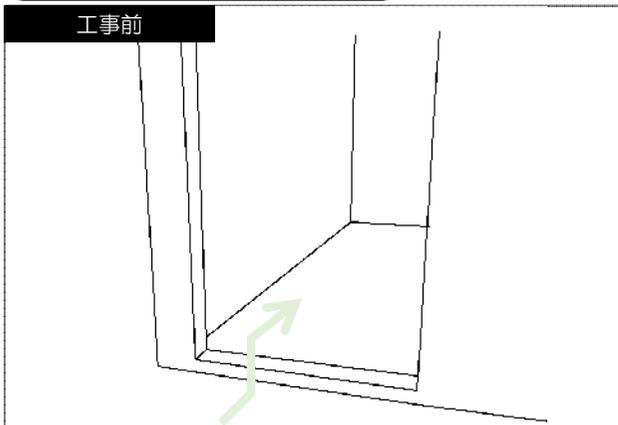


外窓設置（製品名ラベルシール拡大） ガラス交換（複層ガラス拡大）

基本工事（バリアフリー工事）の写真撮影例

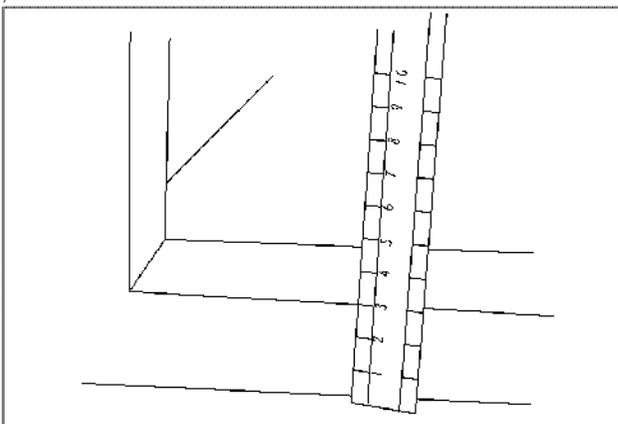
例1 段差解消工事

工事前

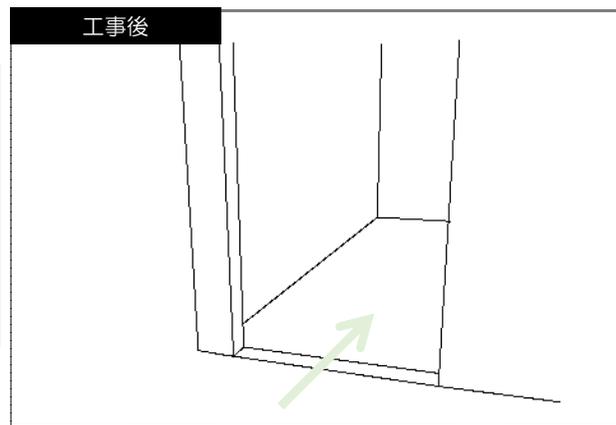


工事前の撮影のポイント

- 段差の大きさや位置が分かるように撮影してください。
- 段差を横から撮影すると、大きさがよりわかりやすくなります。
- 必要に応じ、段差のアップ写真を撮影する、メジャーを当てて段差の大きさを撮影するなど、工夫をしてください。

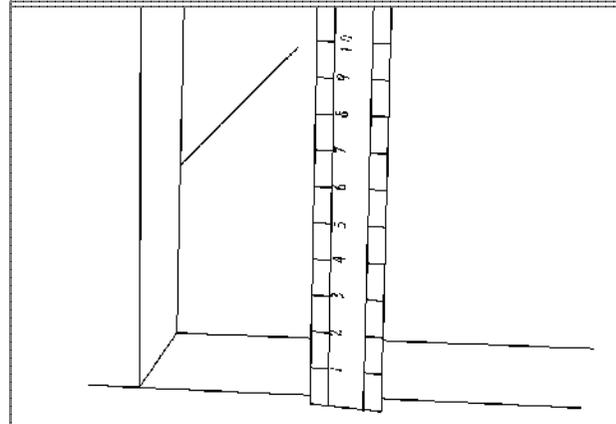


工事後



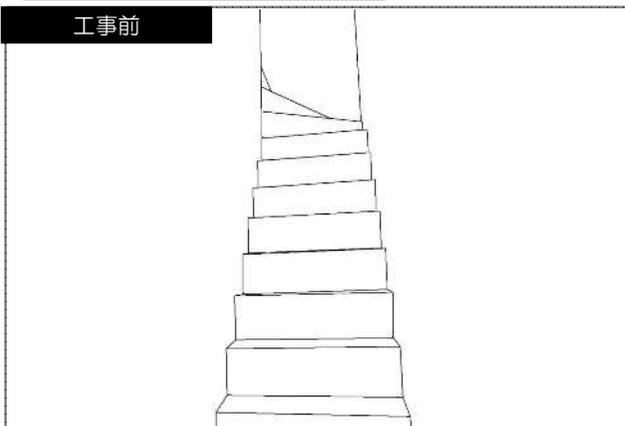
工事後の撮影のポイント

- 段差が解消された状況がわかるように撮影してください。
- 工事前の写真と同じ角度で撮影してください。



例2 手すり設置工事

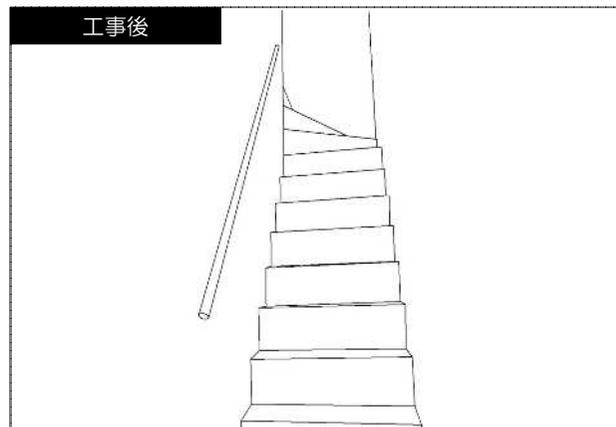
工事前



工事前の撮影のポイント

- 手すりを設置する位置を撮影してください。
- 階段の左右どちらに設置するかが未定な場合は、あらかじめ両方の壁面を撮影してください。

工事後

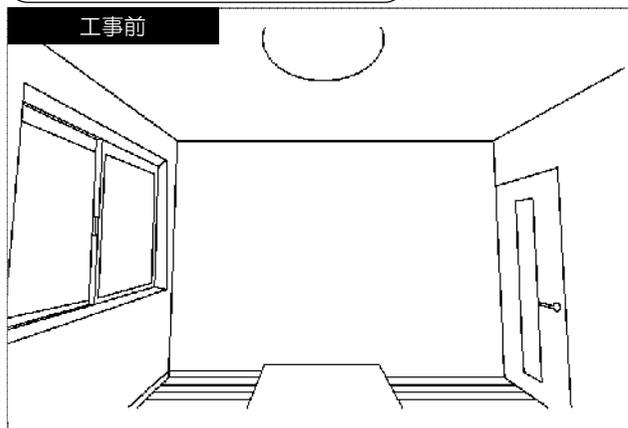


工事後の撮影のポイント

- 手すりを設置した位置を撮影してください。
- 工事前の写真と同じ角度で撮影してください。

プラス工事の写真撮影例

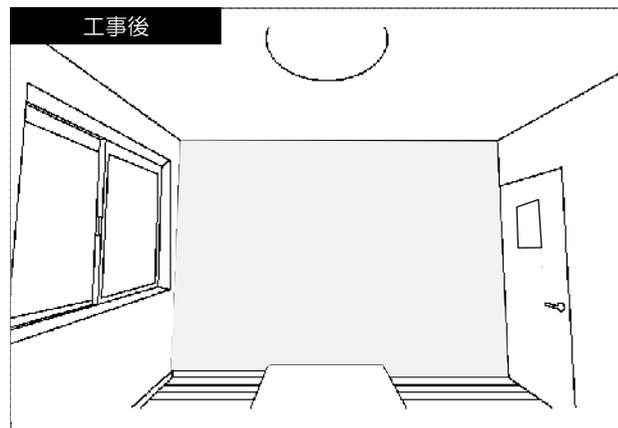
例1 内装改修工事（壁・床・天井）



工事前

工事前の撮影のポイント

- 可能な限り、部屋全体を撮影してください。

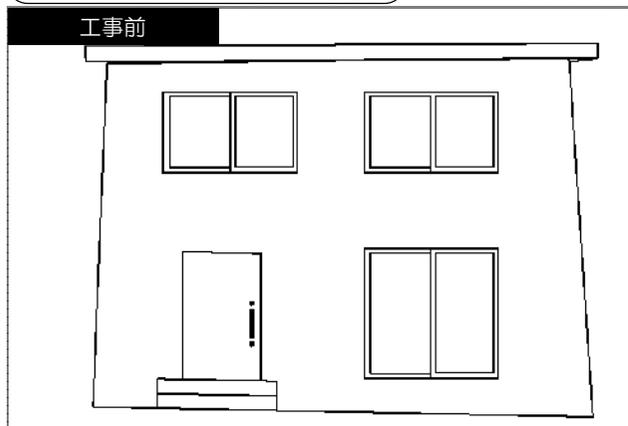


工事後

工事後の撮影のポイント

- 可能な限り、部屋全体を撮影してください。

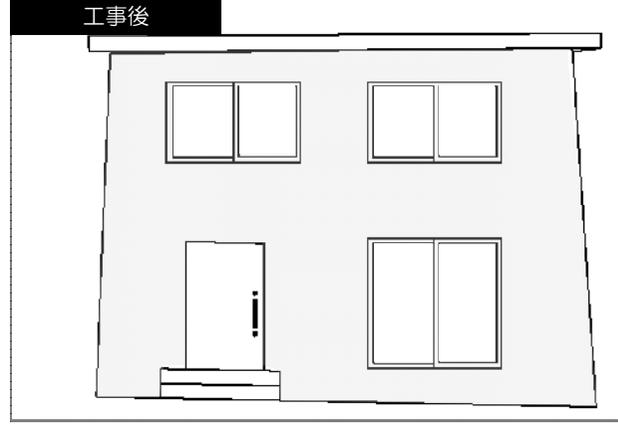
例2 外壁改修工事



工事前

工事前の撮影のポイント

- 改修工事を行う壁について、すべての面を撮影してください。
- 可能な限り、壁全体を撮影してください。
- 壁面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

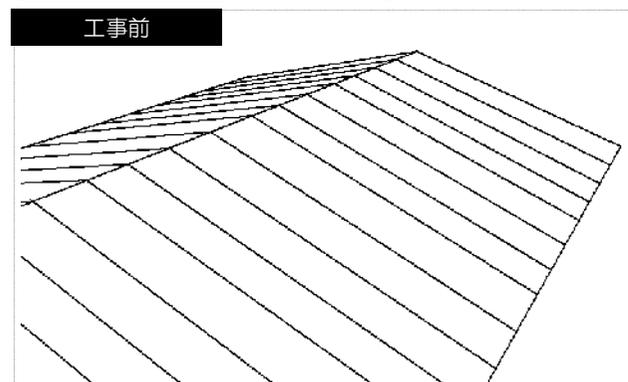


工事後

工事後の撮影のポイント

- 改修工事を行った壁について、すべての面を撮影してください。
- 可能な限り、壁全体を撮影してください。
- 壁面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

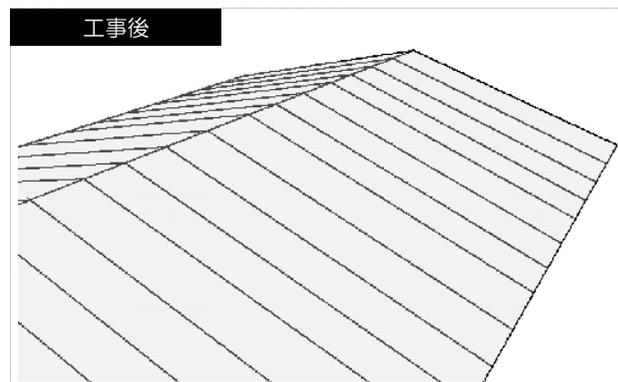
例3 屋根改修工事



工事前

工事前の撮影のポイント

- 必要に応じて足場や屋根の上から撮影してください。
- 可能な限り改修工事を行う屋根面全体を撮影してください。
- 屋根面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。



工事後

工事後の撮影のポイント

- 必要に応じて足場や屋根の上から撮影してください。
- 可能な限り改修工事を行った屋根面全体を撮影してください。
- 屋根面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

